

青森県報

第九百八十一号

令和七年
十月二十日
(月曜日)

目 次

告 示

- 漁業関連天災の指定……………(水産振興課) ……一
- 漁業関連天災の指定の経営資金の貸付期間等……………(同) ……一
- 漁船保険付保義務の同意を求めるための届出……………(下北農林水産事務所) ……二
- 青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(会計管理課) ……二
- 選挙管理委員会
- 政治資金規正法による政治団体の名称等の公表……………(事 務 局) ……三
- 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………(同) ……三
- 政治資金規正法による政治団体の解散の届出……………(同) ……四

告 示

青森県告示第五百二十四号

青森県農林漁業災害経営資金融通助成条例(昭和五十三年三月青森県条例第三号)第二条第一項の規定により、令和六年七月中旬から同年十月中旬までの間の陸奥湾の高水温を同項の漁業関連天災として指定する。

令和七年十月二十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県告示第五百二十五号

令和七年十月二十日青森県告示第五百二十四号をもって漁業関連天災として指定した令和六年七月中旬から同年十月中旬までの間の陸奥湾の高水温に關し、青森県農林漁業災害経営資金融通助成条例(昭和五十三年三月青森県条例第三号)の規定により次のとおり経営資金の貸付期間等を定めたので告示する。

令和七年十月二十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 経営資金の貸付期間
- 青森県農林漁業災害経営資金融通助成条例(以下「条例」という。)第二条第三項の知事が定める期間は、告示の日から令和八年八月三十一日までとする。
- 二 経営資金の貸付限度額
- 1 条例第二条第三項第一号の知事が定めるところにより算出される額は、同条第一項の市町村長が認定する損失額に百分の五十を乗じて得た額とする。
- 2 条例第二条第三項第一号の知事が定める額は、別表一のとおりとする。
- 三 知事が定める資金
- 条例第二条第三項第一号の知事が定める資金(以下「指定資金」という。)は、ほたてがいの養殖に必要な資金とする。
- 四 経営資金の償還期限
- 条例第二条第三項第二号の知事が定める期限は、別表二のとおりとする。
- 五 特別被害地域の指定
- 条例第二条第四項第三号の知事が指定する区域は、別表三のとおりとする。
- 六 経営資金の総額
- 条例第四条の知事が定める額は、五億円とする。
- 別表一

貸 付 け の 区 分	額
一 指定資金として貸し付けられる場合	五百万円
二 一に該当する場合以外の場合	二百万円

別表二

貸 付 け の 区 分	期 限
一 条例第二条第二項の特別被害漁業者で同条第四項第三号の特別被害地域内に住所を有するものに貸し付けられる場合	六年
二 条例第二条第三項第三号の市町村長の認定を受けた被害漁業者に貸し付けられる場合（一に該当する場合を除く。）	五年
三 指定資金として貸し付けられる場合（一又は二に該当する場合を除く。）	五年
四 一から三までに該当する場合以外の場合	三年

別表三

一 青森市の区域のうち、昭和二十八年九月三十日現在における青森市、浜館村、新城村、奥内村、原別村、後潟村及び野内村の区域
二 平内町の区域のうち、昭和二十八年九月三十日現在における小湊町及び西平内村の区域
三 横浜町の区域のうち、昭和二十八年九月三十日現在における横浜村の区域
四 むつ市の区域のうち、昭和二十八年九月三十日現在における川内町の区域

青森県告示第五百二十六号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとお

り公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和七年十月二十日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

届 出 事 項		指定漁船調書の縦覧	
加入区 の名称	発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	期 間	場 所
大間	下北郡大間町大字大間字細間二三の六八 小鷹 勝敏 下北郡大間町大字大間字大間平一七の二 田中 勝 七 下北郡大間町大字大間字大間平一七の八 伊藤 義仁	令和七年十月二十日から同年十一月三日まで	大間漁業協同組合

青森県告示第五百二十七号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

令和七年十月二十日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

第一号の表中

札幌中央支店	北海道札幌市中央区北二条西三丁目	を、
札幌中央支店	北海道札幌市中央区南二条西六丁目	に改める。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第七十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあつた政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

令和七年十月二十日

青森県選挙管理委員会委員長 鶴岡真治

政党の支部

法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	公職の第一号（第一類）	一以上の市町村等における単位としての支部	年届月日出
立憲民主党青森県第2区総支部	松尾和彦	一日ノ澤昇	三戸郡三八日町一丁目	衆議院議員	○	令和七・九・二〇

政党以外の政治団体
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	年届月日出
立花げんき後援会（立花元基）	立花元基	立花元基	八戸市売市二丁目一二の四	令和七・九・三

平川を豊かに、 明るく （宮川 貴之）	宮川 貴之	宮川 貴之	平川市猿賀南野一 の二九	七・九・二六
---------------------------	-------	-------	-----------------	--------

青森県選挙管理委員会告示第七十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

令和七年十月二十日

青森県選挙管理委員会委員長 鶴岡真治

政党の支部

政治団体の名称 （代表者氏名）	異動事項	新	旧	年届月日出
自由民主党青森県 ちんたい支部 （櫻田 忠春）	代表者 櫻田 忠春	新	旧	令和七・九・一
会計責任者 鈴木 文武	鈴木 文武			
	櫻田 忠春			

政党以外の政治団体

政治団体の名称 （代表者氏名）	異動事項	新	旧	年届月日出
松風会 （松尾 和彦）	国会議員関係 政治団体 の区分	新	旧	令和七・八・二五
国会議員関係 政治団体 の区分	国会議員関係 政治団体 の区分			
公職の候補者の 氏名及び公職の 種類（第二号） 松尾和彦 衆議院議員	国会議員関係 政治団体 の区分			

双鶴21政経懇話会 (桜井 政信)			国会議員関係政治団体の区分	会計責任者	法第十九条の七に係る国会議員関係政治団体の候補者の氏名及び公職の種類	松尾和彦衆議院議員	日ノ澤 昇一	野本 五月	七・八・二元
松尾和彦後援会 (工藤 茂雄)			国会議員関係政治団体の区分	会計責任者	法第十九条の七に係る国会議員関係政治団体の候補者の氏名及び公職の種類	松尾和彦衆議院議員	日ノ澤 昇一	野本 五月	七・八・二元
生活し続けられる青森に (遠藤 真葉)			代表者	会計責任者	遠藤 真葉	影山 さくら	野本 五月	七・九・五	七・九・五
其田寿一後援会連合会 (泉谷 満)			代表者	会計責任者	遠藤 真葉	影山 さくら	野本 五月	七・九・五	七・九・五

青森県選挙管理委員会告示第七十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和七年十月二十日

青森県選挙管理委員会委員長 鶴 岡 真 治

政党の支部

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日
立憲民主党青森県第2区総支部	田名部 匡代	令和七・八・三

政党以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日
年々宏がる会	木村 年宏	令和七・八・三
弘前市に新しい風を起こす会	小田切 達	七・九・五

（発行者・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付二十一円七十銭